

佐賀県告示第 104 号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和 46 年佐賀県規則第 67 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり証紙代金収納計器取扱人から収納計器取扱所を変更した旨の申請があった。

令和 8 年 4 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

証紙代金収納計器 取扱人の名称	収納計器取扱所		変更年月日
一般社団法人佐賀 県自家用自動車協 会	旧	佐賀市若楠二丁目 10 番 7 号 軽 自動車会館内	令和 8 年 4 月 1 日
	新	佐賀市若楠二丁目 7 番 5 号 佐 賀県税事務所自動車税課内	